

令和3年4月13日	
資料提供	
担当課	企業振興課
担当者	西田・中嶋
電話	073-441-2757

国内個別出展支援事業費補助金（小規模事業者支援推進事業）

募集のお知らせ～小規模事業者の国内展示会出展を応援します！～

（公財）わかやま産業振興財団では、国内展示会へ出展する県内小規模事業者に対してその経費の一部を補助します。

1. 補助対象となる方

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者で、県内に事業所を有する方。

～中小企業基本法 第2条第5項より抜粋～

「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

2. 補助対象となる事業

- ・事業内容 自社で開発した商品等の販路開拓のための国内展示会等への出展
(補助対象期間は、交付決定日から最長令和4年1月31日(月)までとなります。)
- ・補助額 10万円以上50万円以内
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内

3. 補助金の対象となる経費

小間料／会場装飾料／借料及び損料／配布資料等の作成費／保険料／通信運搬費／その他経費のうち理事長が必要かつ適当と認める経費 ※本年度からオンライン展示会についての対象経費を追加しました

4. 募集期間

令和3年4月13日(火)～令和3年5月6日(木) 正午 必着

5. 応募方法

事業の詳細や応募方法、申請書様式等については、（公財）わかやま産業振興財団ホームページでご確認ください。(https://yarukiouendan.or.jp/)

6. 留意事項

- ①小規模企業の内、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は、この事業の補助対象者とはなりません。
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ②補助対象となる事業に要する経費が、国、県その他の機関の補助金で既に交付を受けている又は今後受ける予定がある場合、当該経費は補助の対象となりません。
- ③補助金は精算払いです。出展事業終了後に提出された実績報告書をもとに、補助対象経費に係る支出根拠書類等を確認した後に支払いとなります。
- ④補助金交付の可否や補助金額については、審査会での審査結果をもとに決定します。
- ⑤本事業は、令和2年度までの「経営支援等補助金（販路開拓事業・小規模事業者支援推進事業）」と同一事業にあたります。

【問い合わせ先】

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

(公財)わかやま産業振興財団 経営支援部 企業支援班 担当 日高・太田・中尾

TEL 073-432-3235 FAX 073-432-3314

E-mail kigyoun@yarukiouendan.jp